

## 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度における産業競争力基盤強化商品生産用資産に係る措置について、半導体生産用資産により生産された演算半導体のうちその供用中年度において販売されたものの枚数をその販売された日の属する期間ごとに区分した枚数として証明がされた数等の細目を定めることとする。(第20条の10の3関係)
- 2 この省令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)